

茅ヶ崎市訓令第1号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年茅ヶ崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する

。

別表第1 法制の項中

「	制定	一部 改正及 び廃止	」	を	「	重要 な制定 、改正 及び廃 止	一般 的な制 定、改 正及び 廃止	軽易 な改正 及び廃 止	」	に改める。
---	----	------------------	---	---	---	------------------------------	-------------------------------	-----------------------	---	-------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。